

2026 年度新歓期  
OIC 団体ビラ募集冊子

実施日時

4月3日(金)、4月4日(土)

11:00～14:00

受付期間

3月11日(水)～3月18日(水)

お問い合わせ先：立命館大学学友会中央事務局特別事業部

OIC 広報課 LINE 公式アカウント



発行元：立命館大学学友会中央事務局特別事業部

## ◆ 目次 ◆

- P. 3～4 : 団体ビラ置き配布について
- P. 5 : 団体ビラの受付について
- P. 6 : 団体ビラの抽選・結果通知について
- P. 7 : 団体ビラのビラチェックについて
- P. 8 : 団体ビラの修正・再提出について
- P. 9 : 団体ビラ of 最終提出について
- P. 10～11 : 当日のビラ補充について
- P. 12～15 : 個人情報に関する規約

団体ビラ置き配布の実施にあたって

全て重要な内容ですので、

読み飛ばしがないようにお願いいたします。

## ■ 団体ビラ置き配布について ■

2026年度新歓期では、より多くの新入生・新2回生等に向けて団体に関する情報を広く発信するために、団体ビラ置き配布を行います。

そこで、団体の皆様に勧誘ビラ(以下、団体ビラ)を提供していただき、ウェルカムフェスティバル当日にOICのA棟1階Room7とRoom8にて置き配布を実施いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

※本企画は他キャンパスでのビラ配布とは関係がありません。

**【実施日時】 4月3日(金)、4月4日(土)11:00～14:00**

**【実施場所】 A棟1階Room7、Room8**

※実施時間・実施場所は変更する場合がございます。

※両日の置き配布を予定しておりますが、応募団体数が想定以上となった場合、特別事業部の方で厳正な抽選を行い、いずれか1日のみの置き配布とさせていただく場合がございます。予めご了承下さい。(配布日を決める際、該当団体のOICサークルブースへの出展有無、出展日を参考にする場合がございます。)

## ★対象団体

- ・2026年度立命館大学学友会所属団体
- ・学部プロジェクト団体
- ・その他大学が公認している団体

※有志団体は応募できません。

※団体の企画責任者及び企画副責任者が立命館大学学部生であることが  
必要条件です。(企画責任者はステージ企画の企画責任者との兼任不可と  
なります。ご了承ください。)

## ①団体ビラの受付について

団体ビラの受付は **Google Form のみの対応**とさせていただきます。

対面等、その他形式での受付は実施いたしませんのでご注意ください。

**受付期間：3月11日(水)～3月18日(水)**

## ◎団体ビラ受付の流れ

- 1) 表紙の QR コード、または以下の URL から公式 LINE を追加して下さい。

<https://lin.ee/GjqhLD3>

- 2) 公式 LINE のメッセージを読みましたら、**必ず「確認しました」と返答を御願いたします。**
- 3) メッセージに添付されている URL から Google フォームに必要事項 (団体名(正式名称)、団体責任者(ステージ企画の企画責任者と兼任しないようお願い致します。)・副責任者・団体ビラ作成責任者の氏名、学籍番号、学内メールアドレス、電話番号など)の記入と、団体ビラの PDF 形式ファイル(A4)の添付をして、受付を行ってください。

## ②抽選・結果通知について

募集团体数が 130 団体を超えた場合のみ、抽選を行います。

※抽選を行った場合・行わなかった場合のどちらの場合でも団体の置き  
ビラ配布を認めた団体へ今後の流れについて通知を行います。

抽選結果通達日時：3/19(木) 12:00～3/20(金) 12:00

対象者：受付を認めた団体の企画責任者

公式 LINE にて一斉に誓約書 (Word ファイル) および置き配布可能団体  
リスト (Excel ファイル) を添付したメッセージを送信し、結果を通知  
します。ご確認を御願ひ申し上げます。

置き配布可能となった団体は、メッセージに添付されている Google  
フォームより、団体ビラの PDF 形式ファイル (A4) を提出していただき  
ます。

※抽選に外れた団体には、キャンセル待ち番号を通知する。

### ③団体ビラチェックについて

抽選結果通知の際に公式 LINE に添付される Google フォームにて、団体ビラの PDF 形式ファイル(A4)を提出していただきます。提出の際、必ず公式 LINE にて報告してください。

特別事業部員と新歓実行委員会が団体ビラを確認し、以下の《掲載禁止項目》が含まれていないかをチェックします。

《掲載禁止項目》

- ・ 学内メールアドレス以外の連絡先(未使用メールアドレス、個人の電話番号・SNS アカウント等)
- ・ 企業協賛
- ・ 差別的表現、公序良俗に反する表現
- ・ 宗教的、政治的主張を含む内容
- ・ 著作権を侵害する内容、素材
- ・ その他、新歓実行委員会および特別事業部が不適切と判断する内容

**実施期間：3月21日(土)～3月27日(金)**

## ④団体ビラの修正・再提出について

修正が必要な箇所がある場合は訂正を依頼し、修正期間内に再提出用 Google フォームから再提出してもらいます。

**再提出期限：3月27日(金)**

※なお、初稿が締切り日である3月27日(金)間際になってしまった団体に関しては、再提出期限の延長も考慮させていただきます。

## ⑤団体ビラの最終提出について

「③団体ビラチェック」・「④団体ビラの修正提出」で置き配布の許可が下りた場合は、3月29日(土)～3月31日(月)、各日10:00～17:00にOIC A棟3階 Student Lounge に、配布する団体ビラを印刷してお持ちください。

**最終提出期限：3月31日(月)17:00 A棟3階 Student Lounge**

持ち物：許可が下りた団体ビラ

※置き配布できる部数の上限は150部とします。

※置き配布の許可が下りた内容等を変更されると、団体ビラを受け取ることが出来ない場合があります。

## ⑥当日の団体ビラ補充について

置き配布場所の団体ビラが全てなくなった場合、公式 LINE で団体に連絡いたします。連絡を受けた場合は、所属団体の団体ビラ置き配布を実施している教室 (Room7 または Room8) に追加の団体ビラを持って来ていただくようお願いいたします。

※当日、Room7 または Room8 どちらの教室で配布を行うかについては最終受付提出時にお伝えいたします。

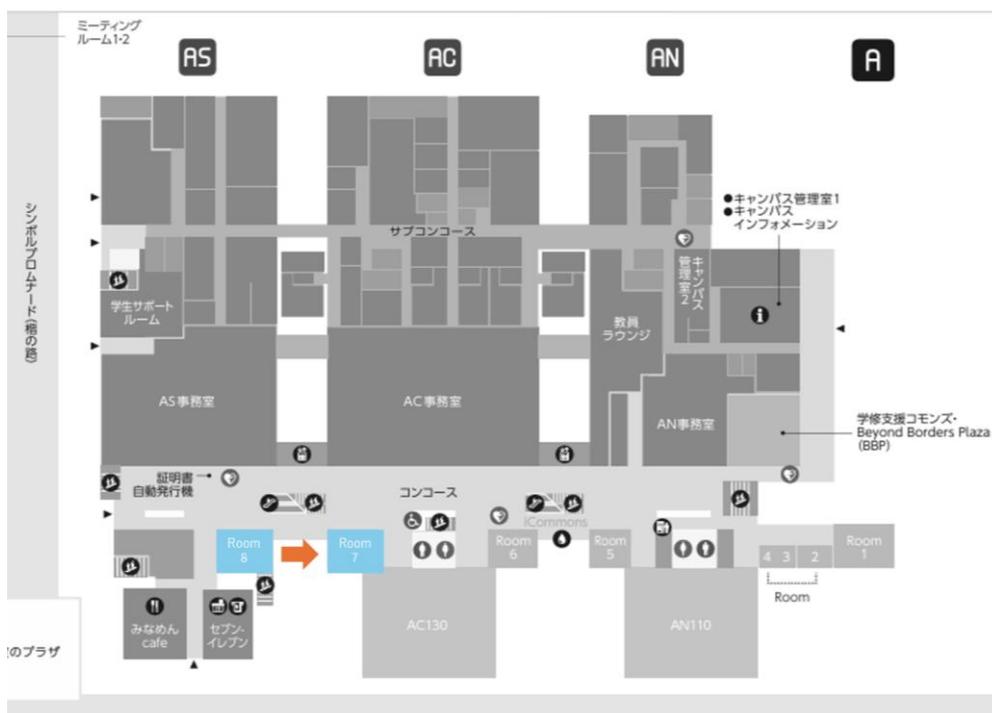
※団体ビラ置き配布所担当者が、受付の際に提出いただいた物と同じであるかを確認します。内容が異なる場合は、ビラを受け取ることができないため、ご注意ください。

※補充できる部数の上限を 150 部とします。

※ビラの補充は特別事業部員が行います。

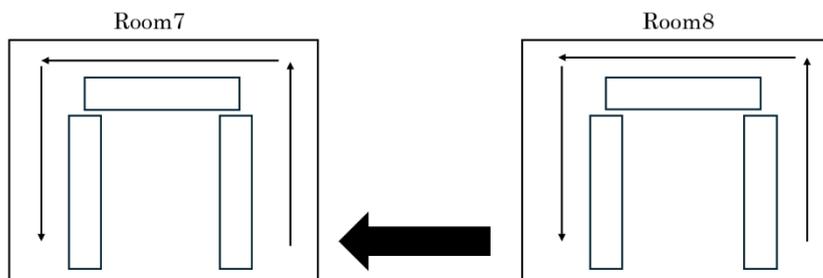
【配置図】 ※変更する可能性があります。

■ …団体ビラ置き配布実施場所



<Room7、Room8 の配置図>

※矢印は導線を示している。



# 個人情報に関する規約

以下は、特別事業部が定めたものである。

## 第1章 はじめに

### 1. 目的

本規定は、立命館大学学友会会則（以下、会則）第41条に基づき、立命館大学学友会（以下、本会）における個人情報の取扱い及び保護に関する事項を定め、もって本会の業務の安全かつ円滑な遂行を目的とする。

### 2. 個人情報

本規定において、個人情報とは、個人を識別できる情報（氏名・学生証番号・メールアドレス・住所・電話番号等）をいう。

### 3. 適用対象

本規程は、会則第9条に列挙される団体並びに中央常任委員会（会則第18条）、中央事務局（会則第18条の2）及び学園振興委員会（会則第18条の3）を適用対象とする。新歓実行委員会、学園祭実行委員会その他中央委員会の委任を受けて特定の業務を遂行する団体による個人情報の取扱いは、当該団体において別途個人情報の取扱いに関する規定を定めない場合はこの規程による。

#### 4. 個人情報管理者

個人情報管理者は個人情報の収集を行う団体の代表者とする。ただし、その責任において団体の構成員にその職務を委嘱することを妨げない。

### 第2章 責務

#### 1. 個人情報の収集を行う団体の責務

個人情報の収集を行う団体は、個人情報を取り扱うにあたり、本規程を遵守しなければならない。

#### 2. 個人情報管理者の責務

個人情報管理者は団体における個人情報の取り扱いにあたり、当該団体がこの規程を遵守するよう適切な手段を講じなければならない。

### 第3章 安全管理

#### 1. 個人情報の管理

個人情報管理者は、団体が収集し管理する個人情報を、他者（当該団体の構成員のうち権限のない者を含む。以下同じ）が閲覧することがないよう厳重に管理しなければならない。

2. 個人情報の破棄 収集した個人情報は、その目的を達したとき速やかに破棄しなければならない。

## 第4章 個人情報の利用制限

### 1. 利用目的の提示

個人情報の収集を行う団体は、個人情報の提供を行う個人または団体に対してその目的を提示しなければならない。

2. 利用制限 収集した個人情報は、個人又は提供を行った団体の同意がある場合を除き、個人情報の提供の目的たる業務及びその他正当な目的のほかに利用してはならない。

## 第5章 第三者提供

1. 第三者提供の禁止 収集した個人情報は次に掲げる場合を除き、いかなる第三者にも提供してはならない。

- ①個人又は提供を行った団体から承諾を得た場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命等の保護のために必要があつて、当該団体又は個人から承諾を得ることが困難である場合
- ④国の機関及び地方公共団体等の事務遂行に協力する必要がある場合
- ⑤学校法人立命館の事務遂行に協力する必要がある場合

## 第6章 罰則

### 1. 罰則

本規程の禁止事項に抵触した場合には会則第43条に基づき処罰を行う。

## 第7章 改廃

### 1. 規程の改廃

本規程の改廃は、代議員会の議決を経て、中央委員会を構成する議決権保持者の3分の2以上が出席した中央委員会において、3分の2以上の賛成を必要とする。

発行元：立命館大学学友会中央事務局特別事業部